

農作業死亡事故が多発しています!

秋に入り、農作物の収穫作業等が繁忙期を迎えているとおもいますが、道内で9月だけでも農業作業機による4件の死亡事故が相次いで発生するといった事態となっています。

死亡事故1

89歳の男性が運転するトラクターが農場内の砂利道でバックさせていた際、約1.5メートル下の畑に転落し横転したトラクターの下敷きとなった。(道央地区)

死亡事故2

農場敷地内でエンジン掛かったまま停車していたトラクターが何らかの原因で動き出し、近くで農作物の選別作業を行っていた77歳の女性をひき、前輪と近くにあったコンテナに挟まれる。(道南地区)

死亡事故3

83歳の男性が運転するトラクターが農作物の茎や葉の回収作業中に路外に逸脱し、1.6メートル下の草地に置いてあったコンテナと転落したトラクターに体が挟まれた。(空知地区)

死亡事故4

農場内で62歳の男性がトラクターのロータリーに全身を巻き込まれているのを親族が発見した。原因は調査中であるが、当時、男性は畑を1人で耕す作業をしており、夜になっても家に帰らないため畑へ捜しに来た親族が発見したという。(上川地区)

今年に関しては6月からの天候不順による収穫作業の遅れからの気の焦りも事故の大きな要因となりますので、作業の前には「ワンチェック・ワンアクションで安全確認」を心掛けてください。また、トラクターなど農業機械系の事故が発生いたしますと重症度が高く、最悪の場合、死亡につながる恐れがあるので、次の点に十分注意してください。

- 圃場内で走行するときは、路肩に寄りすぎないように注意し、ブレーキ装置を連結して走行してください。
- 傾斜のある道路等では、特に注意が必要ですが、ヘルメットやシートベルトの着用と同時に、安全キャブや安全フレームを装備して安全の確保に努めてください。
- 点検、整備、清掃をおこなう時は、必ずエンジンを止め、油圧昇降装置もロックしてからおこなってください。
- トラクターで一般道路を走行するときは、車体の後部に低速車マークや反射板シールを装着し、後続車に早く認知され、事故が起きないように配慮してください。

なお、今回、北海道農作業安全運動推進本部より作成された「農作業安全啓発リーフレット」を同封しておりますのでこちらも合わせてご覧ください。

